

令和6年度（2024年度）第4回越谷市社会福祉審議会

児童福祉専門分科会会議録

令和7年（2025年）2月5日（水）

13:30～15:30

本庁舎8階第一委員会室

○委員定数（18名）

○出席委員（11名）

松本 實	委員	越谷市私立保育園・認定こども園協会
宮崎 大輔	委員	越谷市地域型保育連絡協議会
本田 香奈子	委員	越谷市私立幼稚園協会
会田 容子	委員	越谷市子ども会育成連絡協議会
山室 舞	委員	越谷市PTA連合会
齋藤 宏之	委員	埼玉県越谷児童相談所
宮地 さつき	分科会会長	文教大学
八田 清果	分科会副会長	埼玉東萌短期大学
日比谷 富貴子	委員	越谷地区労働組合協議会
久能 由莉子	委員	公募委員
根岸 千怜	委員	公募委員

○欠席委員（7名）

村山 勝代	委員	越谷市民生委員・児童委員協議会
石川 幸子	委員	越谷市医師会
中岡 朋代	委員	越谷子育てサークルネットワークの会
高橋 奨	委員	越谷商工会議所
齋藤 紀義	委員	越谷市小学校長会
相澤 靖子	委員	埼玉県立越谷西特別支援学校
岡 桃子	委員	埼玉県立大学

○事務局出席者（14名）

富岡 章	子ども家庭部長
関 泰輔	子ども家庭部副参事（兼）子ども施策推進課長
豊田 裕二	子ども家庭部副参事（兼）保育入所課長
金子 豊	子ども福祉課長
角屋 亮	こども家庭センター長
小田 哲郎	保育施設課長
小澤 正和	青少年課長
山崎 健晴	福祉部 障害福祉課長
宮城 美由紀	保健医療部副参事（兼）健康づくり推進課長
佐久間 敏彦	子ども施策推進課 調整幹
植竹 篤久	保育施設課 副課長
菅野 佑也	子ども施策推進課 主幹
永田 達也	子ども施策推進課 主幹
渡邊 正広	子ども施策推進課 主査

1 開会（13：30～）

(1) 会議の成立について

越谷市社会福祉審議会条例第6条第3項の規定では、会議は委員の半数以上の出席で成立するものとされており、当日は委員総数18名のうち11名が出席しているため、会議が成立することを報告

(2) 傍聴確認について

本審議会は、越谷市社会福祉審議会条例施行規則第5条の規定に基づき、原則公開であることを説明し、当日の傍聴人は0人であった。

2 議事

○協議事項

(1) 第1期越谷市こども計画（素案）に対するパブリックコメント結果について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

- ・資料1のP1～2、資料2の第1期越谷市こども計画（素案）に対するパブリックコメントの概要

委員：地区センターで置かれていた投函箱がベンチに置かれ、パブリックコメントに関わる

資料が、まとめておかれていた。この置かれ方が計画の価値になってしまうので、事務局の方は、現地に赴いて、実際に置かれている状況を確認して欲しい。

議長：次回のパブリックコメントの参考意見としていただく。

委員：No.5の母親学級について、市の考え方で、母親のみの参加との記載がある。共同親権の関係もあり、母親のみとするのは時代遅れではないか。ご一考いただきたい。

事務局：今までの経過も踏まえて、父親だけでなく、他者とのかかわりのなかで、母親のみの関係性を構築する点での対応と担当課から聞いている。ただ、共同親権などの男女共同という話もあり、見解の相違もある部分もあるので、担当課には意見を伝える。

委員：字面から勘違いされてしまうと思う。

議長：女性特有の配慮という観点が出来ていないという話かと思う。強調したい部分であるならば、そのような内容に変更してもらえればと思う。

委員：1番は質問の意図と違う回答になっているのではないかと思う。社会参画として、自分たちが計画の策定に関われなかったという点が問題なのだと思う。今回取られなかった年代にどのようにしたら取れるのかということに記載するべきだと思う。

事務局：確かにどのように調査をしたのかの結果しか記載はされていない。記載内容を変更するかどうか別として、どのような調査をするべきかを工夫すべきかなどは、検討するべきものであると認識しているが、記載は必要か。

委員：この内容だと結果だけで、なぜ取られないのか、今後も取られないのかという受け止め方をされかねないと思うので、今後検討するということが記載するべきだと思う。

事務局：ただ今の意見を踏まえて、誤解の無いように市の考え方を変更する。

委員：No.7は、市の考え方として、記載がどこにあるかを記載されているところだとは思いますが、本来はこどもの権利に対するところに記載するべきものが記載されていないというところが問題なのかと思う。そのため、趣旨に沿った回答になっているのか疑問である。また、こども権利は人権だけではないと思う。こどもの権利を広める気があるのか疑問である。

議長：市の考え方を修正したほうが良いという話か。

委員：その通りである。

事務局：市の考え方について、事業を担当する課と調整して、内容を検討したいと思う。

委員：人権としてまとめるのではなく、こどもの権利がなぜこどもの権利としてできたかを考えていただいて、内容を検討して欲しい。

議長：こどもの権利が大事であるという話は、30年前から言われていて、ようやく日本でも言われるようになってきた。こども計画にも、子どもの権利条約を入れたほうが良いのではないかと思う。また、全体的に言えることだが、市の考え方が突き放した言い回しになってしまっているように感じる。No.6でいえば、やっていますという回答になっているが、届いていないということが問題なのだと思う。もっと充実していくという質について、回答したほうが良いと思う。また、親子関係の作っていくことが難しいという話もあった。親子関係形成事業も新たに始まっているので、活用してサポートしていくというようなことを具体的に明記していくことが良いのではないかと

思う。また、No.15については、相談先がたらいまわしになっているという話だと思うが、回答になってと思う。教育だけではなく、全体の話ではないかと思う。

事務局：No.15については、要約しすぎている部分もあるので、内容を再度精査したうえで、対応していきたいと思う。

委員：No.6になるが、図書館で読み聞かせを行っているとの記載があるが、こういったものは、自分で見つけなければならないという形になっている。広報に力をいれて全員に届くようにするか、全員が来る機会に行うことに意味があるのだと思う。選んでいくものもたくさんあるが、行くことが大変であることもある。全員が来る機会に対応していただければいいかと思う。

議長：2月末に公表というところで、事務局で改めて内容を精査し、公表いただければと思う。特に、今回のパブリックコメントは、件数が多く、関心も大きいものだと思う。しっかりとした回答で、もう一度意見を出してもらえるような対応してもらいたい。

(2) 第1期越谷市こども計画（案）について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

・資料1のP3～4、資料3の第1期越谷市こども計画（案）

委員：ベビーブック事業の経緯を教えてください。

事務局：ベビーブック事業は、一般的には、ブックスタート事業という事業である。本市においても、長い年月をかけて前向きに進めていた。令和6年度よりこども家庭センターが開設され、児童虐待防止の観点もあり、保護者自ら子どもを愛する気持ちの醸成という意味も込めて、令和7年度より予算調整中であるが、実施が決まったものである。

委員：ブックスタート事業はこのようなものであったか。

議長：他市で行っているものをそのまま導入しても仕方がないということで、越谷市として発展させて導入するという認識でよろしいか。

事務局：その通りである。

委員：P125 計画策定体制の図の下部にある計画策定に係る調査等の部分で、表記が対象なのか方法なのか、統一されていない。統一して欲しい。

事務局：整合を取る形で修正する。

委員：P118の子育て世帯訪問支援事業は、法改正より最近開始された事業だと思うが、どのような形で実施していくことを検討しているのか。

事務局：子育て版ホームヘルパー事業であり、ホームヘルプだけではなく、困りごとの相談事業も行うものである。なかなか事業者が決まらず、事業の開始ができていなかったが、事業者が見つかり、令和7年度中にスタートしていく予定としている。内容として、家事支援として、食事の準備・洗濯、育児・養育支援として育児のサポート・保育所の送迎、それ以外の傾聴・相談・助言となっている。

委員：毎日やってもらえるものではないと思う。上限がどのくらいか決まっているのか。

事務局：先進事例を参考にしながら、検討している段階である。

委員：先進市で、3か月10時間という事例を見ている。相談に1時間・手続きに1時間と

なると本当に利用されるようなものになるのか疑問である。予算との問題もあるかと思うが、利用されやすい事業にしてもらいたい。

事務局：使いたい側が利用したい事業内容となるような形にしていきたい。

委員：P1の計画策定の背景・目的に「少年による重大事件」の記載があるが、対応策についての記載がない。別の計画に対応策の記載があるのか。また、計画策定の背景・目的は、書き出しが少子化になってしまっていて、こども権利擁護やこどもの権利主体性についての記載が少なく感じる。こども計画の主旨からいっても、少子化対策がメインとなるような内容をご検討いただければと思う。また、P49に「権利を守り育む」という記載があるが、権利は育むものではないので、「権利を守るため」のような記載がいいのではないかと。併せてP50にも同じ記載があるので、修正してもらった方がいいと思う。最後にP52のスクールロイヤーの配置における内容だが、「教職員の負担軽減を図ります。」という記載があるが、間接的に教職員の負担軽減になるが、本来は、こどもの最大の利益を図ること、こどものために導入しますという観点で記載するべきではないのか。

委員：越谷市子ども憲章を広めるという事業があるが、子どもの権利条約から考えるとひっかかりを感じる。これをこのままの状態を広めていくのか。内容を修正することは考えているのか。平成10年に策定された越谷市子ども憲章は、現代のこどもの権利と内容が一致しているとは思えない。

議長：古いということであれば、子どもの権利条約もだいぶ古いが、大事なものである。古いから問題があるということではないと思う。ただし、適宜内容の修正があるかどうかは検討していく必要があるかと思う。

事務局：少年による重大事件への対策は、地域福祉計画には記載がある。ただ、周知・啓発の色合いが強い。また、保護司や保護施設との連携というものが多くなっている。重大事件となると警察の範疇となってしまう、市として行えるものはあまりない。

委員：重大というと殺人などの事件になってしまう。青少年相談室や青少年健全育成のような事業はあるので、「少年による非行」のような記載にした方がいいのではないかと。

事務局：検討していきたいと思う。少子化がメインの記載も、権利についての記載が増やせないか検討していきたいと思う。P49・P50の記載は、修正をしたいと思う。P52はおっしゃる通りだと思うので、関係課と調整して、修正したいと思う。越谷市子ども憲章をすぐ修正することは難しいところではある。大きなテーマとして考えていきたいと思う。

議長：こどもの意見を聞いて策定したものとの記載もあるので、今後のこどもの意見を聞きながら対応いただければと思う。

(3) 第1期越谷市子ども計画答申(案)について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

・資料1のP5～6

委員：配慮事項が5つあるが、「望みます」と「重要です」が混在している。「重要です」の

方を修正する形で、2番目の事項でいえば、「協力していくことが重要なので、推進して欲しい」や4番目でいえば、「量的・質的な確保が重要なので、引き続き一層の確保をして欲しい」のような形に修正してはどうか。また、3番目の児童虐待については、「支援策について、検討していただくことを望みます。」になってしまうと、計画に全く支援策が無いように見える。「支援策について、さらに検討していただくことを望みます。」のように修正してはどうか。

事務局：項目ごとの水準を合わせることは重要だと思う。また、答申案は皆さんの意見を述べるというものではあるが、「さらに」という文言を追加させていただけるのであれば、事務局としては感謝したい。

委員：2番目の事項で、「大人を含めて社会全体で支える」とあるが、誰を支えるかを明記したほうがいいのではないかと。「こども」か「子育て家庭」のような文言はいかがか。

委員：基本理念から考えて「こども・若者を」とするのはいかがか。

委員：確かに誰を支えるかの記載がないのは気になる。また、「地域住民、社会福祉事業の経営者、社会福祉の活動者の3者」という「3者」の記載も気になる。3者だけではなく、地域福祉に関わる全てのものが相互に協力することが大切だと思う。記載を直してもらえればと思う。また、1番目の事項で、「こどもの意見を聴取することが大切で、対象となるこどもへの配慮することが必要である」のではないかと。

議長：2番目の事項の対象は、「こども・若者を」でいいか。また、社会福祉の活動者の中には3者は含まれないということか。

委員：3者に限定しているのが気になる。福祉に関わるみんなで支え、協力し、連携し、推進していくことが大切なのではないかと思う。

議長：「地域住民、社会福祉事業の経営者、社会福祉の活動者のみんなで」というようなことか。

委員：「地域住民、社会福祉事業の経営者、社会福祉の活動者」に限らず、「地域福祉に関わるもの全てのものが相互に協力して、推進していくことが重要であり、必要である」という形としたい。

議長：3者に区切ることなくということか。

委員：その通りである。

議長：「地域福祉に関わるもの全て」としてしまうと自分には関係無いという考えを持ってしまう懸念がある。地域住民は必要なのではないかと思う。他の経営者などの記載は、行政もあるので、絞る必要はないと思う。

委員：地域住民ではなく、地域に暮らす人々のような柔らかい表現でもいいかと思う。また、福祉に関わる全ての人とすれば、自分ごととして考えられるのかと思う。

委員：3者だと行政が入らないのが気になる。官民協働のような市としての責任というような記載があるといいのではないか。

議長：2番目の事項は、よりよい文言を考えていきたいと思う。1番目については、「こどもの意見を聴取することは大切ですが、対象となるこどもへの配慮が合わせて」のように必要という言葉が重なってしまっているため、聴取することが大切という文言を

入れていただいたうえで、「てにをは」を整えていただきたい。

委員：日本が歩んできたこどもへの対策の経緯や背景などの文言を入れられれば入れてもいいかと思う。

事務局：こども基本法が出来た背景として、こどもの幸福度が低いという話もある。子どもの権利条約を含めて、答申上部分の2段落より前部分に入れてもいいかと思う。皆さんでここに入れて欲しいということであれば、入れていく。

委員：感想もあるので、入れなくてもいい。

議長：個人的には、子どもの権利条約が批准して30年にも関わらず、現在の状況という危機感を持って行政には取り組んでもらいたいという考えがある。また、行政任せではなく、地域の方々一人一人が自分ごととしてとらえられるような計画となればいいと思うので、是非子どもの権利条約には触れる必要があるかと思う。

委員：児童虐待の深刻化もヤングケアラーも、こどもの権利を侵害しているということだと思うので、そのような記載があってもいいかと思う。

委員：網羅しようとするとう文章が長大になってしまう。ある程度コンパクトにまとめてもいいのではないかと。ただ、今出てきている意見は取り入れてもいいかと思う。

委員：コンパクトにまとめないとわからなくなってしまうこともあると思う。簡潔に伝えたい部分だけにしてもいいのではないかと。

委員：かるたで子どもの権利条約を学ぼうというようなワークショップを今年6回程度行った。こどもたちが子どもの権利条約を知らないという現状がある。知ることも重要だが使えないといけないと思う。こどもたちが必要性を知るという主体的な記述があってもいいかと思う。

委員：長くなっても伝わらないし、コンパクトにしすぎると主旨がずれてしまうので、難しいところだが、必要な言葉をおさえていけば伝わるのかと思う。このくらいの分量でいいとも思う。

議長：こども計画が、子どもの権利条約やこども基本法、こども家庭庁の動きも踏まえていることを記載する必要があると思う。また、こどもが主体であるということも見えるようにする必要があると思う。1点、追加として4番目の事項として、保育の需要についての記載があるが、越谷市の現状を踏まえると学童保育の待機児童についての記載あっても居場所という観点も含めて触れておいてもいいかと思う。

委員：人口減少社会においても、保育の需要が増すという記載がある。女性の社会進出が進んでいるという記載が無い。答申の最初の部分に、女性の社会進出の記載を追加してはどうか。

議長：共働き家庭が増えたということで、保育の需要が増えていることは事実だと思う。ただ、簡潔という意見もあるので、全てを横並びにはできないと思うが、女性の社会進出を踏まえて整理してもらえればと思う。

委員：3番目の事項は、「件数は減少に至っておりません。」だと、横ばいも含められてしまう。増えているかと思うので、「増加している」とした方がいいと思う。

議長：厳密には相談件数が増えているということで、虐待が見えるようになったというこ

ろで、増えているということに直結はしないが、そのあたりも文言を整理していきたいと思う。

(4) 幼保連携型認定こども園(令和7年(2025年)4月開設分)の認可・確認について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

・資料1のP7

委員：保育園と幼稚園が一体となりというのはどのような状態か。幼稚園のこどもが保育園に通うということか。

事務局：幼保連携型の認定こども園として、一つの施設として運営する形となる。

(5) 事業類型変更に伴う小規模保育事業の認可・確認について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

・資料1のP8

議長：案内図にエンジェルハウス蒲生第二園も載っているが、今回の申請は、第一園のものによろしいか。

事務局：その通りである。

(6) 事業者（運営主体）変更に伴う小規模保育事業の認可・確認について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

・資料1のP9

(7) (仮称) 緑の森公園保育所の設置について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、次のとおり質疑・応答があった。

・資料1のP10

委員：2つの保育所が合併して、合計人数が減少している。今通っている方々への影響はないのか。

事務局：大沢第一保育所と中央保育所に通われている方々は、そのまま持ち上がるため、影響は無い。また、増減については、待機児童や保育ニーズ等を考慮し、各年齢のクラス数や認可定員数を検討して、お示しした人数としている。

委員：表の人数は、実際の人数ではなく、定員ということか。

事務局：その通りである。

委員：実際の人数ではなく、定員であるから、現状通われている方の移行は影響がないということによろしいか。

事務局：その通りである。

委員：順次建替え等の計画を進めていると記載があるが、今の段階でどの程度建替えの計画は進んでいるのか。教えて欲しい。

事務局：今現在、越谷市の総合振興計画にお示ししているのは、蒲生保育所と桜井保育所の建替えについて定めている。

委員：今回の保育所のようにどこかと合併するのか。それとも同じ場所に単独で建替えをするのか。

事務局：場所や建替えの仕方などは協議中であり、明確にお話しできる状態ではない。

議長：建替えの計画が進んだ場合、児童福祉専門分科会で報告となるのか。

事務局：その都度報告する。

○報告事項

(1) 私立保育所等の利用定員の変更について

事務局から会議資料に基づき、説明をしたところ、質疑事項はなかった。

・資料1のP11～12

3 その他

事務局から以下の事項について連絡

(1) 今後の予定について

第1期越谷市こども計画（案）は、2月13日に越谷市長に答申を行う。答申と並行して、埼玉県と計画について協議を行い、3月末までに第1期越谷市こども計画を策定していく。また、令和7年度の見童福祉専門分科会については、3回程度の会議開催を予定している。

4 閉会（～15：30）